

## ★児童扶養手当の現況届を忘れずに



児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。該当の方は7月末にお送りする通知をご覧ください、必要書類をお持ちのうえ、手続きにお越しく下さい。なお、所得制限により手当が全部支給停止の方も手続きが必要ですが、全部支給停止の方については、今年度から郵送による手続きが可能となりました。市から書類を郵送しますので、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて返送または、下記の窓口へお持ちください。

【受付期間】 8月1日(火)～31日(木) 8:45～17:00 ※土・日・祝日を除く

【受付場所】 ・駅前ビル EAGA1階 市子ども福祉課 ☎ 31-0243

・美都分庁舎 市美都地域総務課 ☎ 52-2312

・匹見分庁舎 市匹見地域総務課 ☎ 56-0302

### ※児童扶養手当とは

父母の離婚や父または母が死別、一定の障がい、生死不明、1年以上遺棄、拘禁、裁判所からのDV保護命令、未婚で出生などにより、18歳に到達した年度の3月31日（児童が心身に中度以上の障がいのある場合は20歳未満）までの間にある児童を養育している父、母、または養育者に支給されます。申請には戸籍謄本のほか、添付書類が必要です。

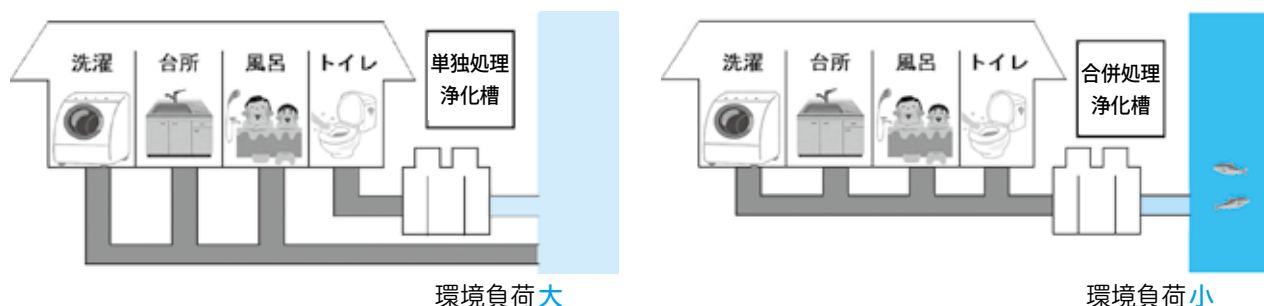
※児童扶養手当現況届受付期間中の8月16日(水)、22日(火)に「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を開催します。詳しくは、児童扶養手当現況届の通知に同封の案内文をご覧ください。

【問い合わせ先】 市子ども福祉課 ☎ 31-0243

## 補助制度を利用して

### 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替えませんか？

単独処理浄化槽は、トイレの水洗化を目的に、平成12年度までに普及した浄化槽です。単独処理浄化槽では、トイレ以外の台所や風呂、洗濯などで使われた生活雑排水は処理されず、そのまま川へ流されています。



市では、水環境を良くするため、住宅に合併処理浄化槽を新たに設置する費用の一部を補助しています。5人槽の場合、最大で**722,000**円の補助を受けることができます。この機会に、トイレに加え生活雑排水も処理できる合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

補助金の申込方法や対象地区、条件などは、市ホームページをご覧ください。下水道課まで問い合わせください。なお、工事着工後の申請は補助の対象とならないので、必ず工事に着手する前に申請してください。

【問い合わせ先】 市下水道課 ☎ 31-0323

市ホームページ▶

